

都市公園における行為の許可基準と行為の主体

行為内容	名称	公共団体等			その他
		地方公共団体	地元団体	公共的団体	
	例	愛知県、日進市、公立小中学校、愛知中部水道企業団、尾三衛生組合など	行政区、自治会、町内会、子ども会、いきいきクラブ、婦人会、公園等愛護会など	農協、森林組合、漁協、生協、その他の協同組合、商工会(産業経済団体を含む)、社協、社会福祉団体、日赤、教育団体、青年団、文化団体、体育協会など	
物品販売	条件	非営利のバザー等			許可しない
	料金	免除		免除(営利目的の場合は有料)	
	条件	公園等で開催されるイベント等において、参加者の利便性を図るためのものであって、主催者の責任のもと出店される売店等			
	料金	免除			有料
募金	条件	場所を限定し、能動的でないもの			場所を限定し、能動的でない(市長が認める団体)
	料金	免除			有料
業としての写真・映画の撮影	条件	日時、内容が適切(公園、団体のPR)		日時、内容が適切	日時、内容が適切
	料金	免除		免除(営利目的の場合は有料)	有料
興行	条件	サーカス・プロレスなど大規模で営利を目的とするもの			
	料金	有料(市主催の場合は免除)		有料	
独占的利用	競技会・展示会・博覧会等	条件	場所、日時、内容などが適切なもの		この許可は、原則、公共団体等主催の行事ですが、営利を目的とせず、場所、日時、内容(地域住民の健康、文化などの向上に寄与するなど)が適切なもの
		料金	免除		
	スポーツ教室等	条件	原則許可しない		

※ 独占的利用は、自由利用を最も阻害する行為であるため原則として認めないものとします。

※ 行政区、自治会、子ども会、いきいきクラブ等地元団体の行事(例：グラウンドゴルフ、ラジオ体操)は、以下の性質に鑑み、自由利用とし許可不要とします。

1. 周囲の安全に気を配られていること
2. 他の利用者と譲り合いながら利用できること
3. 地域の方が自由(突発的)に参加できること

※ 盆踊りなど、本部テント、ヤグラ、売店などの容易に動かしがたい設備を設置して独占的に利用する行事に関しては、許可を必要とします。

※ 独占的利用を例外的に許可する場合は、必ず地元行政区との書面による協議が整っていることを大前提とします。